

# 科研費の最近の動向及び 令和6(2024)年度公募について

令和5(2023)年7月  
独立行政法人日本学術振興会



1. **科研費の応募に当たって**
2. **令和6(2024)年度公募における主な変更点**
3. **その他 近年の主な変更点**
4. **科研費に応募する研究機関・研究者の方々へ**

- 1. 科研費の応募に当たって**
2. 令和6(2024)年度公募における主な変更点等
3. その他 近年の主な変更点
4. 科研費に応募する研究機関・研究者の方々へ

# 応募に当たっての重要説明事項

## [重要説明事項] (公募要領抜粋)

- 科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的研究費制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。  
他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。  
なお、研究計画調書の作成に当たって、生成AIを利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で研究者個人の責任において判断してください。
- 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。
- 科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。
- 学術研究の国際ネットワークの中で研究活動の質を高めていく観点から、国際学術誌での学術論文の発表、国際共著論文の執筆、国際会議での発表等により研究成果の積極的な国際発信に努めてください。

# 基盤研究等の研究計画調書の作成について

＜令和6年度公募の基盤研究等の研究計画調書（抜粋）＞ ※詳細は各研究種目の公募要領「別冊（応募書類の様式・記入要領）」をご確認ください。

**大・中区分で審査される研究種目については、広い分野の委員構成で多角的視点から審査が行われることに留意の上、作成してください。**

## 1 研究目的、研究方法など（基盤研究A：6頁以内 基盤研究B以内：5頁 基盤研究C：4頁以内）

本研究計画調書は「●区分」の審査区分で審査される。記述に当たっては、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（公募要領参照）を参考にすること。

本研究の目的と方法などについて、●頁以内で記述すること。

冒頭にその概要を簡潔にまとめて記述し、本文には、(1)本研究の学術的背景、研究課題の核心をなす学術的「問い」、(2)本研究の目的及び学術的独自性と創造性、(3)本研究の着想に至った経緯や、関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ、(4)本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか、(5)本研究の目的を達成するための準備状況、について具体的かつ明確に記述すること。

## 2 応募者の研究遂行能力及び研究環境（基盤研究A～C：2頁）

応募者（研究代表者、研究分担者）の研究計画の実行可能性を示すため、(1)これまでの研究活動、(2)研究環境（研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む）について2頁以内で記述すること。

「(1)これまでの研究活動」の記述には、研究計画に関連した国際的な取組（国際共同研究の実施歴や海外機関での研究歴等）がある場合には必要に応じてその内容を含めること。また、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。

## 3 人権の保護及び法令等の遵守への対応（基盤研究A～C：1頁）

## 4 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項（基盤研究A～C：1頁）

### 基盤研究等の評定要素

- (1) 研究課題の学術的重要性
  - ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
  - ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
  - ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
  - ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。
- (2) 研究方法の妥当性
  - ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
  - ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。
- (3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性
  - ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
  - ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

※研究計画調書の作成にあたっては、**評定要素を十分にご確認ください。**

1. 科研費の応募に当たって
2. **令和6(2024)年度公募における主な変更点**
3. その他 近年の主な変更点
4. 科研費に応募する研究機関・研究者の方々へ

# 令和6(2024)年度公募における主な変更点

- ◆ 公募・審査結果通知の早期化
- ◆ 科研費応募資格の変更(特別研究員DCの研さん機会の拡大)
- ◆ 研究活動の国際性の確保について
- ◆ 審査資料の電子化及びカラー化
- ◆ 応募書類の引き戻し機能

# 公募、審査結果通知の早期化について①

R6公募  
から変更

- 科研費では、研究期間開始と同時に効果的に研究を立ち上げられるよう、公募・審査などを早期化し、多くの研究種目において前年度2月までに審査結果（採択・不採択の結果及び交付予定金額）通知を行っています。
- 前年度のうちに審査結果が通知されることで、研究スタッフの継続雇用や物品調達の準備、出張の調整等の事前手続きが前年度中に実施できるようになります。なお、前年度に審査結果通知があった場合でも、必要な契約等は従前どおり交付内定通知後からとなります。

## 今後の主な公募スケジュール（予定）（※1）

### <令和6（2024）年度科研費>

研究種目名（※2）	公募開始	公募締切	審査結果通知（※3）	交付内定（※4）
特別推進研究	令和5年4月13日	令和5年6月19日	令和6年1月上旬	令和6年4月上旬
基盤研究（S）	令和5年4月13日	令和5年6月19日	令和6年2月中旬	令和6年4月上旬
学術変革領域研究（A・B）	令和5年4月13日	令和5年6月19日	令和6年2月下旬	令和6年4月上旬
学術変革領域研究（A）（公募研究）	令和5年7月14日	令和5年9月19日	令和6年2月下旬	令和6年4月上旬
基盤研究（A・B・C）、若手研究、奨励研究	令和5年7月14日	令和5年9月19日	令和6年2月下旬	令和6年4月上旬
挑戦的研究（開拓・萌芽）	令和5年7月14日	令和5年9月19日	令和6年6月下旬 【事前の選考】 令和6年2月下旬	令和6年6月下旬



# 公募、審査結果通知の早期化について②

## <令和6(2024)年度科研費(続き)>

研究種目名(※2)	公募開始	公募締切	審査結果通知(※3)	交付内定(※4)
研究成果公開促進費	令和5年 <u>7月14日</u>	令和5年 <u>9月19日</u>	令和6年3月下旬	令和6年4月上旬

## <令和5(2023)年度科研費>

研究種目名(※2)	公募開始	公募締切	審査結果通知(※3)	交付内定(※4、5)
海外連携研究 (旧国際共同研究強化 (B))	令和5年 <u>3月1日</u>	令和5年 <u>5月10日</u>	令和5年 <u>9月上旬</u>	令和5年 <u>9月上旬</u>
国際共同研究強化 (旧国際共同研究強化 (A))、帰国発展研究	令和5年 <u>7月14日</u>	令和5年 <u>9月19日</u>	令和6年 <u>2月下旬</u>	令和6年 <u>2月下旬</u>

※1 いずれも新規応募課題についての日程です。

表中の下線部は令和6(2024)年度(海外連携研究及び国際共同研究強化、帰国発展研究は令和5(2023)年度)公募分からの変更点です。

※2 上記以外の研究種目の日程については、各公募要領等を御確認ください。

※3 公募スケジュールの早期化に伴い令和4(2022)年度科研費以降新たに設けた通知です。

新規応募課題の採否について交付内定前又は交付内定と同日に研究代表者に科研費電子申請システムを通じて通知します。

なお、審査結果通知を受け取り「採択」とされた場合、研究開始の事前の準備は可能となりますが、必要な契約等は従前どおり交付内定後に行ってください。

※4 予算成立の状況等によっては、交付内定時期が変更されることがあります。

※5 帰国発展研究については、「条件付き交付内定」を行います。

令和5(2023)年度から、特別研究員(DC)が科研費の研究種目へ研究分担者として参画することが可能となりました。  
また、国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)に研究代表者として応募することが可能となりました。

## 改正のポイント

- 令和5(2023)年度より、特別研究員(DC)について、アカデミアをけん引する若手研究者の飛躍の支援を目的に、受入研究機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関(以下、「受入研究機関」という。)からのみ、研究分担者として全ての研究種目に参画することが可能となりました。
- 加えて、若手研究者の研究活動の国際化を強力に推奨するため、「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)」の基課題に「特別研究員奨励費」を追加することにより、特別研究員(DC)は受入研究機関から科研費応募資格を付与された場合、本種目に限り、研究代表者として応募が可能となりました。
- ただし、特別研究員(DC)は博士課程学生として学位取得を目指す立場にあるため、研究分担者としての責任が過大とならないよう、受入研究機関等において十分に留意してください。

# 科研費の応募資格について

「特別研究員制度の改革について(令和4年4月 日本学術振興会)」の内容や科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会(研究費部会)での議論も踏まえ、以下のとおり応募資格が変更されています。(変更箇所:黄色マーカー部分)

## 【科研費応募資格】

- ① 応募時点において、所属する研究機関(注1)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること(注2)

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助のみに従事している場合は除く。)
- ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例:大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する場合は除く。)

(注1)研究機関は、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

(注2)日本学術振興会特別研究員(DC)については、上記①のア～ウに関わらず、日本学術振興会特別研究員(DC)に採用されていることをもって応募資格の要件を満たすものとします。ただし、研究機関が満たさなければならない要件に関しては、研究機関において確認してください。

(参考)研究機関が満たさなければならない要件

<要件>

- ・科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

- ② 科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

## 【国際共同研究強化応募資格】

- ① 令和5(2023)年7月1日現在で「基盤研究(海外学術調査を除く)」「若手研究」又は「特別研究員奨励費」に採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究課題の研究代表者
- ② 令和5(2023)年4月1日現在で45歳以下の者(昭和52(1977)年4月2日以降に生まれた者)

## 〈背景〉

我が国の研究力の強化に向けては、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2022」（令和4年6月3日閣議決定）等の政府方針に基づき、科研費については研究活動の国際化等が求められています。

これらの政府方針や科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会における審議を踏まえ、令和4(2022)年度以降、科研費における研究活動等の国際化に向け取組を進めてきました。

## 研究者の国際的な研究活動を促す観点から、

- ・ **研究計画に関連した国際的な取組（国際共同研究の実施歴や海外機関での研究歴等）がある場合に、必要に応じて研究計画調書に記載できることを明確にしました**※。

※従来から記載は可能であったことを改めて明確化させたものであり、評定要素に変更はありません。

また、更なる研究活動の国際化に向け、学術研究の国際ネットワークの中で研究活動の質を高めていく観点から、以下の内容を令和5(2023)年度の研究者使用ルールに追加しました。

研究成果の積極的な国際発信に努めていただくようお願いします。

## 【研究成果の国際発信】

研究代表者及び研究分担者は、補助事業の遂行に当たり、国際学術誌への学術論文の発表、国際共著論文の執筆、国際会議等での発表等により研究成果の積極的な国際発信に努めなければならない。

研究者等のご要望に応じて、一部の研究種目について審査資料の電子化・カラー化を実施します。

## 内容のポイント

一部の研究種目（対象種目は以下参照）について、電子申請システムを通じて研究計画調書（PDF ファイル）の電子媒体を閲覧し審査を行うこととしました。

これに伴い、モノクロ（グレースケール）印刷して審査委員へ送付することを取り止めるため、色を付した図や文字が使用された研究計画調書がそのまま審査に付されます。

### 【審査資料の電子化・カラー化の対象となる研究種目】※

- ・ 令和6(2024)年度「特別推進研究」、「基盤研究(S)」
- ・ 令和5(2023)年度「研究活動スタート支援」、「海外連携研究」、「国際共同研究強化」、「帰国発展研究」

(※) 上記以外の研究種目の審査においては、従前と同様、モノクロ印刷された研究計画調書を審査資料として使用します。なお今後、審査状況を踏まえ対象研究種目を拡大していく予定です。

## 〈引き戻し機能とは〉

- 提出（送信）済みの研究計画調書等（応募書類）について、研究機関において提出（送信）前の状態に戻すことができる機能です。※個人管理の研究種目の場合は、提出した研究者本人による引き戻しが可能です。

**ポイント** 日本学術振興会が定めた研究計画調書等の提出（送信）期限（以下「学振受付期限」という。）より前であれば、日本学術振興会への提出（送信）後に研究機関担当者により研究計画調書等（応募書類）を引き戻し、必要に応じた訂正、再提出を行うことが可能となりました。

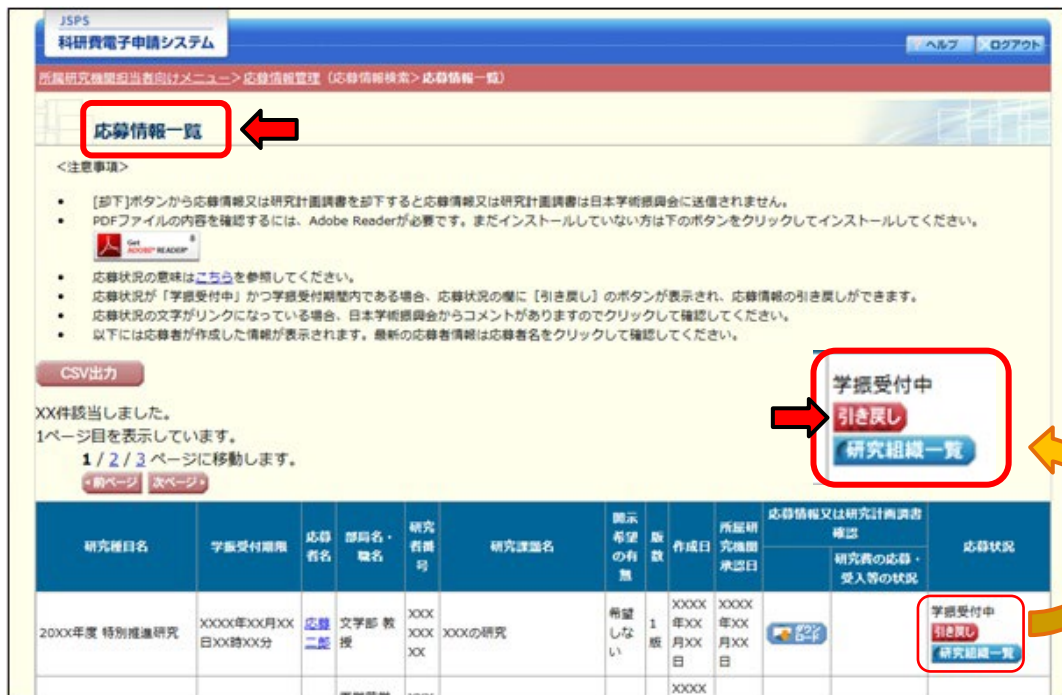


- **提出後であっても、応募期間内かつ研究機関のスケジュールの範囲内で、誤植の修正や追加で獲得した研究業績等を研究計画調書等（応募書類）に反映いただくことが可能に。**

## ご注意ください

- ※ **引き戻しは、研究機関において操作することが可能**で、操作により即引き戻すことができます。ただし、**学振受付期限当日は引き戻しを行わない**ようにしてください。（アクセス集中によるシステム遅延により、期限までに再提出が完了できず、受付期限を過ぎるリスクがあるため）
- ※ **引き戻し後、再提出する場合は、学振受付期限までに送信し、科研費電子申請システム上の応募状況が「学振受付中」となっていることを必ず確認**してください。引き戻しを行った場合、一度提出した課題であっても、最終的に「学振受付中」となるまで日本学術振興会に提出されたことにはなりませんので、十分に留意してください。
- ※ **学振受付期限後の引き戻しや再提出は受け付けません。**

# (参考) 応募書類の引き戻し機能について①



① 「応募情報一覧」画面で【引き戻し】をクリックします。

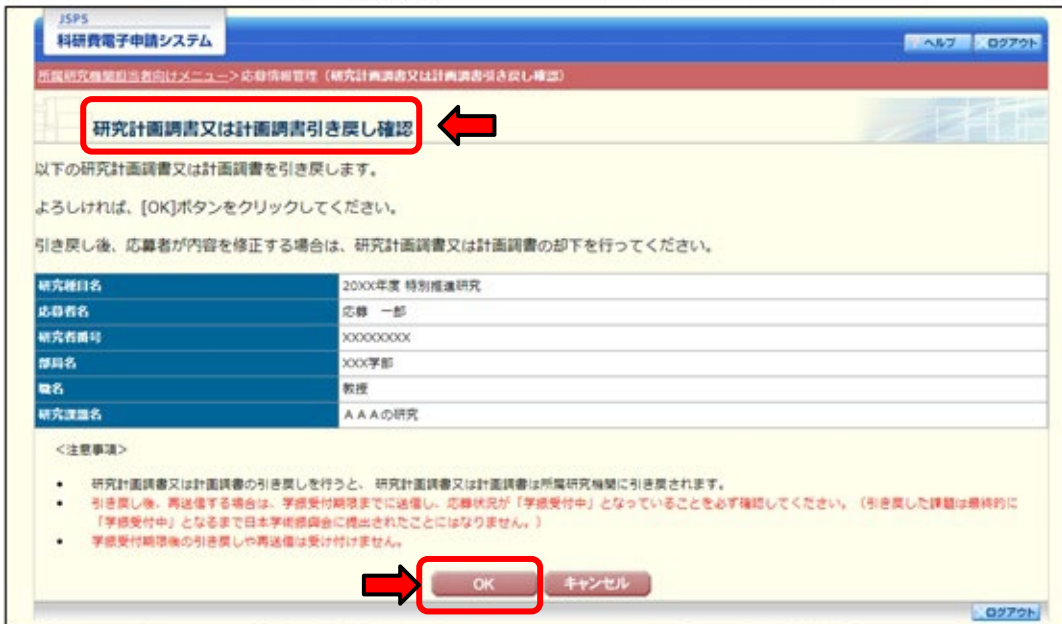
## ご注意

※ 応募状況が「学振受付中」かつ学振受付期間内である場合に限り、操作可能です。

※ 以降の操作説明では、特に記載がない場合は、研究計画調書又は計画調書の引き戻しの画面を使用します。

※ 学術変革領域研究の画面については詳細手引「3.16.3 応募書類の引き戻し」を参照してください。

※ 特別研究員奨励費の画面については詳細手引「3.17.3.3 応募書類の引き戻し」を参照してください。



② 「研究計画調書又は計画調書引き戻し確認」画面が表示されます。

内容を確認し、【OK】ボタンをクリックします。

※ [キャンセル] ボタン  
研究計画調書又は計画調書を引き戻しせずに「応募情報一覧」画面に戻ります。

# (参考)応募書類の引き戻し機能について②

③応募書類が引き戻され、「応募情報一覧」画面に戻ります。

## ご注意

引き戻しを行った課題の応募状況が「所属研究機関受付中」に戻ったことを確認してください。

- ※引き戻し後、応募者が内容を修正する場合は、研究計画調書又は計画調書（学術変革領域の場合は領域計画書）の却下を行ってください。
- ※引き戻し後、再送信する場合は、学振受付期限までに送信してください。

※再送信後は、応募状況欄（左側の赤枠部分）が「学振受付中」（左側の青枠を参照）となっていることを必ず確認してください。

（引き戻した課題は最終的に「学振受付中」となるまで日本学術振興会に提出されたことにはなりません。）

※学振受付期限後の引き戻しや再送信は受け付けられません

所属研究機関受付中  
却下  
研究組織一覧

※再送信後

学振受付中  
引き戻し  
研究組織一覧

【参考】 独立行政法人日本学術振興会科研費電子申請システム

所属研究機関担当者向け操作手引（簡易版）（応募手続き用）第 5.9 版

4.11. 応募情報の引き戻し（p40~42）

<https://www-shinsei.jps.jp/kaken/docs/manual2ska-ga.pdf>



1. 科研費の応募に当たって
2. 令和6(2024)年度公募における主な変更点等
- 3. その他 近年の主な変更点**
4. 科研費に応募する研究機関・研究者の方々へ

# 研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)確保について

「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき、科研費制度側で可能な対応を令和4(2022)年度公募(令和3(2021)年7月)から<sup>(※)</sup>実施。

## (科研費の対応)

- 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に国内の競争的研究費のみならず、国外も含めた研究資金を記載することを明確にしています。
- 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に記載した研究課題を応募・受入れるに当たっての所属組織・役職を記載することとしています。
- 研究計画調書は、応募者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、所属研究機関の取扱いに基づき所属研究機関と適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認した上で提出することとしています。

## 【参考】

○研究インテグリティ(全般) <https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html>

※研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄について、記入要領の指示書き等に従って適切に記載してください。

# 安全保障貿易管理への対応について

- 科研費による研究活動を行う研究者に対しては、**外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術**の取扱いを予定されている場合には、当該法律や所属機関の規程等を踏まえ、**安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分確認することを求めています**ので、研究機関は、当該事務を適切に行うために必要な体制の整備等を実施してください。

【参考：安全保障貿易管理に係るガイダンス等】

- 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>  
Q & A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）：  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル：  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>  
※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデルCPも御参考下さい。  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- 安全保障貿易ガイダンス（入門編） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- 大学・研究機関向け、及び中小企業等向けの説明会、アドバイザー派遣等事業  
（大学・研究機関向け） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku.html>  
（中小企業等向け） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/chusho.html>

# データマネジメントプラン(DMP)について

研究活動の実施により取得された研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

このため、**学術変革領域研究**においては、**採択された研究領域の領域代表者に対し、交付申請時に当該研究領域における研究成果や研究データの保存・管理等に関するデータマネジメントプラン（DMP）の提出を求めているところですが、その他の研究種目におけるDMPの作成については令和6（2024）年度科研費以降求める予定です。**

※ DMPは、研究過程において、どのような種類の「研究データ」（\*1）をどのように管理・利活用するか等について整理した計画書。DMPの様式等は、日本学術振興会HPを参照してください。  
([https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/17\\_koufu/index.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/17_koufu/index.html))

\*1「研究データ」…研究の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等が含まれる。

## 【参考】

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）P.58-61  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

# 若手研究者支援の充実と挑戦的な研究の促進に向けた重複制限の緩和

**【若手研究者支援の充実】** 若手研究者の挑戦の機会を増やし、ステップアップの可能性を高める

	挑戦的研究（開拓）	基盤研究（S）	基盤研究（A）	基盤研究（B）
若手研究（1回目）・新規	×	×	×	×
若手研究（2回目）・新規	重複応募・重複受給可	重複応募可 （基盤研究優先）	重複応募可 （基盤研究優先）	重複応募可 （基盤研究優先）
若手研究（1回目）・継続	×	×	×	×
若手研究（2回目）・継続	応募可（重複受給可）	×	×	×

※ R5年度公募より（挑戦的研究（開拓））の継続者が「若手研究（2回目）」の応募要件を満たす場合には重複応募・重複受給可。  
 ※ 「若手研究」には「若手研究（A・B）」を含む。  
 ※ 「若手研究（1回目）」の重複制限の在り方については引き続き検討。

**【挑戦的な研究の促進】** より幅広い研究者層の挑戦的で優れた研究を促進

	基盤研究（S）	基盤研究（A）	基盤研究（B）
挑戦的研究（萌芽）・新規	重複応募可 （重複受給可）	重複応募可 （重複受給可）	重複応募可 （重複受給可）
挑戦的研究（開拓）・新規	重複応募可 （重複受給可）	重複応募可 （重複受給可）	重複応募可 （重複受給可）
挑戦的研究（萌芽）・継続	応募可 （重複受給可）	応募可 （重複受給可）	応募可 （重複受給可）
挑戦的研究（開拓）・継続	応募可 （重複受給可）	応募可 （重複受給可）	応募可 （重複受給可）

※ R2年度公募より（挑戦的研究（開拓））の継続者が「若手研究（2回目）」の応募要件を満たす場合には重複応募・重複受給可。  
 ※ 「挑戦的研究」には「挑戦的研究（A・B）」を含む。  
 ※ 「挑戦的研究（1回目）」の重複制限の在り方については引き続き検討。

※ 「挑戦的研究（開拓）」と「挑戦的研究（萌芽）」との重複応募は不可

1. 科研費の応募に当たって
2. 令和6(2024)年度公募における主な変更点等
3. その他 近年の主な変更点
4. **科研費に応募する研究機関・研究者の方々へ**

# 各研究機関の事務担当者の方にお願いたいこと(公募関係)

## 1. 各種チェックリストの提出について

科研費による研究の実施にあたり、研究機関事務代表者はe-Radを利用し、以下2つのチェックリスト様式のダウンロードと提出を行ってください。

- ①「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」（体制整備等自己評価チェックリスト）

**提出締切：令和5(2023)年12月1日(金)**

- ②「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（研究不正行為チェックリスト）

**提出締切：令和5(2023)年9月29日(金)**

**チェックリストの提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。**

## 2. 添付ファイル項目の上限ファイルサイズ見直しについて

- 令和3(2021)年度の公募から、以下の研究種目について添付ファイル項目をアップロードする際の上限ファイルサイズを変更したところです。

研究種目名		変更前	変更後
特別推進研究	研究計画調書	3MB	10MB
	領域計画書	6MB	10MB
学術変革領域研究(A)	研究計画調書	3MB	5MB
	領域計画書	6MB	変更なし
学術変革領域研究(B)	研究計画調書	3MB	5MB
	領域計画書	6MB	変更なし
基盤研究(S)	研究計画調書	3MB	5MB

- 令和4(2022)年度の公募より、**上記以外の研究種目についても、添付ファイル項目をアップロードする際の上限ファイルサイズを5MBに変更**しています。

# 研究者が支える科研費制度 - 研究者には3つの責務がある -

## 「応募者」としての責務

- 科研費は、「研究者の自由な発想に基づく研究」(学術研究)を支援する研究費ですので、**応募者は自らの責任において研究計画を立案**することになります。
- 現在、科研費は研究者にとってだけでなく、研究機関にとっても基盤的な研究費として大変重要な研究費として認識されていますので、**研究機関が研究者に科研費への応募を促す**こともあるかと思えます。
- 研究者は、**常に採択を目指して研究計画を作成**する必要がありますので、研究計画調書の作成にあたっては、**十分な準備と推敲を重ねてください**。

## 「研究実施者」としての責務

- 応募研究課題が採択された研究者は、**研究実施者として関係法令や補助条件等を遵守**し、研究を実施することになります。
- 科研費による研究は、**研究者の自覚と責任において実施**するものですので、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は研究者個人に帰属します。
- 研究者は、公的研究費を使用する者として、**研究倫理の自覚の下に、不正使用や不正受給、不正行為を決して行うことなく、研究活動に従事**してください。

## 「審査委員」としての責務

- 科研費の審査には、**8,000名以上の研究者(科研費採択者等)**が審査委員として参画し、公正で透明性の高い審査システムを支えています。
- 研究者が**審査委員として優れた研究計画を見出すことは、科研費によって優れた研究成果を創出することと同様、学術研究を支えるために重要**です。
- 一部の研究者に審査負担が偏ることなく、**研究者全体で科研費の審査を支えていくことが求められます**。



# 審査委員候補者データの確認・更新について

**「審査委員候補者データベース」に登録されているデータの確認・更新は、適切な審査委員を選考するために大変重要です。**

令和3(2021)年4月より「審査委員候補者データベース」を「科研費電子申請システム」へ統合しました。「科研費電子申請システム」にログインして、**情報の確認・更新をお願いします**。確認・更新は**通年で可能**です。特に、「**①審査可能区分**」及び「**②内容の例**」は、審査委員を選考する上で大変重要な情報ですので、**必ず確認・更新するよう、所属の研究者への周知と協力**をお願いいたします。

「科研費電子申請システム」での画面遷移順

「審査委員候補者ログイン」→「審査委員候補者情報の入力」、「審査委員候補者情報の確認」

詳細はこちら <https://www-shinsei.jsp.go.jp/kaken/docs/kofumannual-shinsaiin.pdf>

【審査可能区分】

※一覧データより、審査区分表をダウンロードし、大区分、中区分、小区分の照合付録を確認してください。  
※ご自身の所属機関、審査可能な小区分、内容の例を審査可能と思われる順に入力してください。小区分を登録した場合、内容の例は全てクリアされますのでご注意ください。

小区分1	区分名	* 01010:哲学および倫理学関連
	内容の例1	*
	内容の例2	*
	その他のキーワード1	あいうえおきけこしそせそちてとにぬの (全英255以内)
	その他のキーワード2	(全英255以内)
	その他のキーワード3	(全英255以内)
小区分2	区分名	* 01020:中国哲学、印度哲学及び仏教関係
	内容の例1	*
	内容の例2	*
	その他のキーワード1	あいうえおきけこしそせそちてとにぬの (全英255以内)
	その他のキーワード2	(全英255以内)
	その他のキーワード3	(全英255以内)
その他のキーワード4	(全英255以内)	
その他のキーワード5	(全英255以内)	
その他のキーワード6	(全英255以内)	

## 【確認・更新をお願いする事項】

### 1. 基本情報(所属機関、職名等)

### 2. 「審査可能区分」及び「内容の例」

- ・小区分:最大3つ(2つは必須)  
※小区分については「内容の例」も必ず登録してください。
- ・中区分:最大4つ(1つは必須)
- ・大区分:最大3つ(1つは必須)

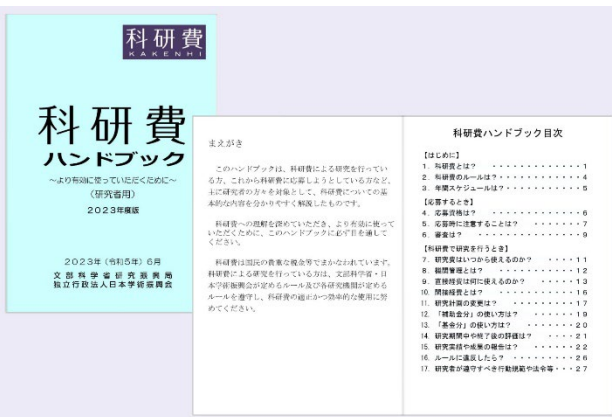
### 3. 主な発表論文、受賞歴

### 4. 競争的研究費の獲得状況

### 5. メールアドレス

## 研究者用ハンドブックについて

[https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken\\_e-book\\_2023/index.html#page=1](https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_e-book_2023/index.html#page=1)



### ポイント

従来、PDFファイルのみの掲載としていたところですが、**令和4(2022)年6月より、電子ブック形式による掲載を行っています。**

研究者は、**外出先でもスマートフォンやタブレット端末等により、使用ルールの概要等を容易に確認することができます。**

## 科研費FAQについて

<https://kakenhi.jsps.go.jp/Opac/search.htm?s=rx0GOfVkf2NOcylGoWPPekTSaEI>



### ポイント

従来、PDFファイルのみの掲載としていたところですが、調べたいQAを検索しやすくするため、

**令和5(2023)3月、新たに専用の科研費FAQ検索サイトを公開しました。視認性や検索の利便性が大幅に向上しています。**

# 科研費コンテンツのご紹介②

電子申請システムの利用方法（操作方法）に関するお問い合わせ先について

<https://www-shinsei.jsps.go.jp/index.html>



独立行政法人 日本学術振興会

## 電子申請のご案内

独立行政法人 日本学術振興会 ▶

電子申請の入口をお間違えないようご注意ください。

電子申請が可能な事業

科学研究費  
助成事業

KAKENHI



国際交流事業



研究者養成事業



卓越研究員事業

Leading Initiative for  
Excellent Young Researchers



電子申請システムの利用方法に関するお問い合わせ先（必ず機関を通じてお問い合わせください）

コールセンター

**0120-556739** (フリーダイヤル) ※日本語のみ (Japanese Only)

受付時間 9:30~17:30  
(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

お問い合わせは、必ず機関を通じて行うとしています。  
機関内で周知の徹底をお願いします。

※公券要領や申請内容に関する質問については、各事業を担当している課へ直接お問い合わせください。  
コールセンターでは回答できませんので、あらかじめご了承ください。

# 問合せ先(公募の内容に関すること)

説明資料等に関するご質問については、まずは以下に掲載しているFAQをご確認ください。

[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01\\_seido/05\\_faq/index.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/05_faq/index.html)

FAQで解決しない場合は、その内容(研究種目)ごとに以下の問い合わせ先までご連絡ください。  
多く寄せられたご質問等については、FAQを追加掲載する予定です。

## 日本学術振興会が公募を行うもの

### ・公募要領全般

研究助成企画課

電話 03-3263-4796

### ・特別推進研究、基盤研究(S)

研究助成第二課

電話 03-3263-4254 (特別推進研究担当)

電話 03-3263-4388 (基盤研究(S)担当)

### ・基盤研究(A・B・C)、若手研究

研究助成第一課

電話 03-3263-4724,1003,0996,4758

### ・挑戦的研究(開拓・萌芽)

研究助成第一課

電話 03-3263-0977

### ・奨励研究

研究助成第一課

電話 03-3263-0976,0980,1041

### ・国際共同研究加速基金(国際共同研究強化・帰国発展研究)

研究助成第三課

電話 03-3263-4927

### ・国際共同研究加速基金(国際先導研究)

研究助成第三課

電話 03-3263-1888

## 文部科学省が公募を行うもの

### ・新学術領域研究(研究領域提案型)

### ・学術変革領域研究

研究振興局 学術研究推進課

科学研究費係

電話 03-6734-4094

公募に関する問い合わせは、  
研究機関事務を通じて行ってください。

# 參考資料

# 「科研費審査システム改革」の概要及び進展状況

令和5年7月現在

科研費の公募・審査の在り方を不断に見直し、  
多様かつ独創的な学術研究を振興する

## 旧システム（平成29年度助成）

### 最大400余の細目等で公募・審査

細目数は321、応募件数が最多の「基盤研究（C）」はキーワードによりさらに細分化した432の審査区分で審査。

基盤研究（S）
基盤研究（A）
（B）
（C）
若手研究（A）
（B）

分科細目表  
廃止

- ・ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- ・書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成29年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用し、「総合審査」を先行実施。

## 新システム（審査区分と審査方式）

## 令和5年度公募分審査区分表改正

### 大区分（11）で公募 中区分を複数集めた審査区分

基盤研究（S）

### 中区分（65）で公募 小区分を複数集めた審査区分

基盤研究（A）

挑戦的研究（開拓）

（萌芽）

### 小区分（306）で公募 これまで醸成されてきた多様な学術に対応する審査区分

若手研究

基盤研究（C）

基盤研究（B）

### 「総合審査」方式—より多角的に—

個別の小区分にとらわれることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。

※基盤研究（S）については、「審査意見書」を活用。

- ・特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。
- ・改善点（審査コメント）をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

### 「2段階書面審査」方式—より効率的に—

同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

- ・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。
- ・会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

複数の小区分による合同審査（R5～）

注）人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究」）の審査区分は基本的に現行どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

※「第6期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について」（令和3年1月21日、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）を踏まえ作成・改訂

# 審査区分について

- “学問分野の体系化を趣旨としたもの”、“大学の学科・専攻や学会の分野などに基づいているもの”のいずれでもない。
- 固定化されたものでなく、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるよう設定  
(小区分は「〇〇関連」、中区分は「〇〇および関連分野」、大区分は分野名を付さずに記号 (A~K) で表記)
- 応募者は自らの自由意志により、「応募する研究種目」に対応する「審査区分」を選択。

基盤研究(S)に応募する場合、  
大区分を選択して応募

## 審査区分表 (総表) 抜粋

大区分A	
中区分1：思想、芸術およびその関連分野	
小区分	
01010	哲学および倫理学関連
01020	中国哲学、印度哲学および仏教学関連
01030	宗教学関連
01040	思想史関連

基盤研究(A)、挑戦的研究  
に応募する場合、  
中区分を選択して応募

## 審査区分表 (中区分、大区分一覧) 抜粋

大区分A	
中区分1：思想、芸術およびその関連分野	
小区分	内容の例
01010	[哲学および倫理学関連] 哲学一般、倫理学一般、西洋哲学、西洋倫理学、 日本哲学、日本倫理学、応用倫理学 など
01020	[中国哲学、印度哲学および仏教学関連] 中国哲学思想、インド哲学思想、仏教思想、書誌 学、文献学 など

基盤研究(B)・(C)、若手研究  
に応募する場合、  
小区分を選択して応募

小区分の内容の例：  
あくまで小区分の内容を理解する  
ための助けとするためのもの



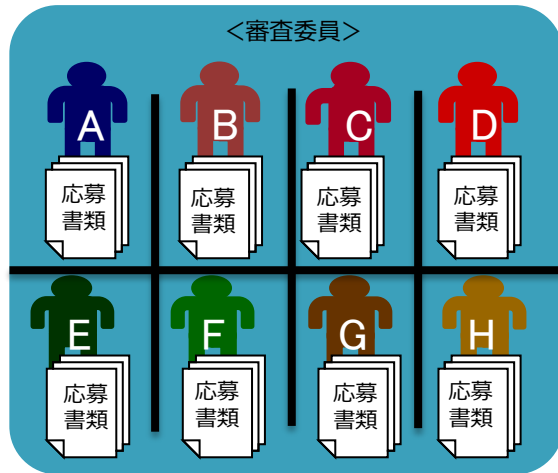
応募者

# 審査方式について

「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できるシステム

## ① 総合審査（中区分、大区分）

書面審査（中区分、大区分ごと）



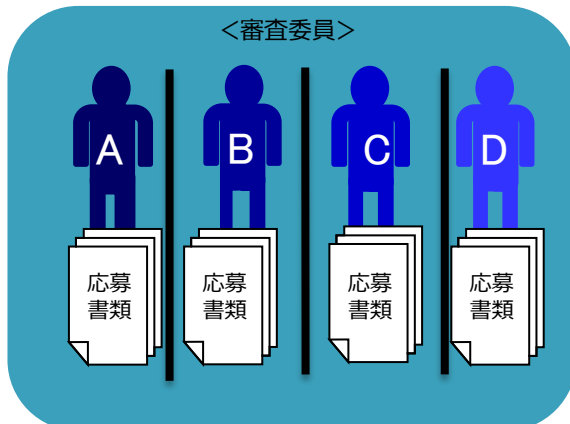
合議審査（中区分、大区分ごと）



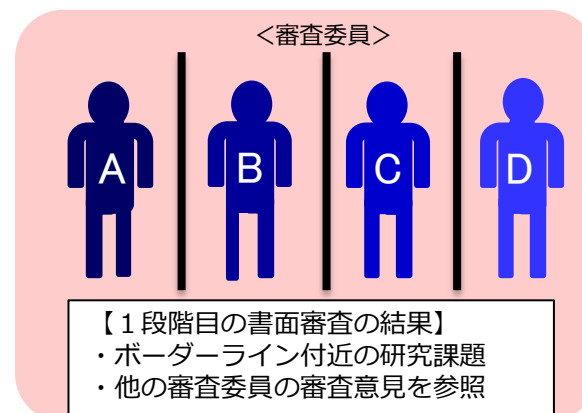
採択課題を決定

## ② 2段階書面審査方式（小区分）

1段階目の書面審査（小区分ごと）



2段階目の書面審査（小区分ごと）



採択課題を決定



# 各研究機関の事務担当者の方をお願いしたいこと(執行関係)

科研費制度では、以下のような取組により、研究費の使い勝手を向上させることで、研究者が研究により専念でき、優れた研究成果が創出されることを目指しています。

## ■ 制度のルールを理解した柔軟な研究費の使用

⇒基金種目や調整金制度のルールに沿った柔軟な研究費使用を可能にすることで、研究成果の最大化や研究費の無駄な使いきりや不正使用の防止にもつながります。

## ■ 合算使用による共用設備の購入

⇒複数の研究費資金や科研費同士を合算して共用設備を購入することで、当初の計画よりも高機能な設備を導入することが可能になるなど、より効果的な研究費の使用が可能になります。

平成29年3月24日付け、文科省高等教育局、研究振興局事務連絡として、研究費の管理・使用に係る「大学等における過度の“ローカルルール”の改善」に向けた事務連絡を発出していますので、ご参照ください。

## ■ 科研費により購入した設備の学内外の研究者への共用

⇒保有している設備について、他の必要としている研究者の使用が可能とすることで設備の有効活用が期待できます。



研究者に、より優れた研究成果を上げていただくためには、制度についてのご理解を深めていただくとともに、研究機関の経理管理の体制整備など、事務担当者の方のご協力が不可欠ですので、よろしく申し上げます。

「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成25年11月 総務省）（※）においては、大学等において、**基金化の導入の趣旨に則った運用が行われていない事例が報告されています。**

<参考> ([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html))

# 繰越制度について(補助金交付課題が対象)

補助金が交付されている研究課題のうち、**交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由(繰越事由)により年度内に予定していた研究を完了することが困難となった場合**については、文部科学大臣を通じて財務大臣の承認を得た上で、補助金の全部又は一部を翌年度に繰越し、**前年度分の研究を翌年度に継続することができる**。なお、当該年度の補助金の1回目の繰越は「繰越(翌債)」を利用することとなる。

「繰越(翌債)」・・・毎年度の申請手続の詳細は日本学術振興会より通知(12月上旬頃受付開始)。

「繰越を必要とする理由書」(様式C-26)を準備し、「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」(様式B-2別紙2)により、繰越要件に合致したことを確認した上で、電子申請システムにより「様式C-26」を日本学術振興会に提出。

「事故繰越」・・・原則として1度繰越された補助金をさらに翌年度に繰越することはできないが、**真にやむを得ない「避け難い事故」(※1)に該当すると判断された場合のみ、「事故繰越」が利用可能。ただし、極めて限定的に適用される(※2)ため、事故発生時には随時日本学術振興会に事前相談をお願いします。**

「事故繰越」においては、課題毎に財務省の個別協議を行うこととなるため、事実関係が客観的に判別できる証拠書類の提出やヒアリング(詳細確認)が必須となることや**認められない場合には、完了しないことが明らかとなるため、未使用の補助金は返還対象**となりますのでご注意ください。

(※1)「避け難い事故」について

暴風、洪水、地震等の異常な天然現象によるものはその代表的なものだが、地権者の死亡、工事中の崩落事故による中断、債務者の契約上の義務違反、労働争議、戦乱、新型感染症の感染拡大等により真にやむを得ず年度内に支出を終わらなかつた場合なども事故に該当するものと解されます。

出典:繰越しガイドブック<改訂版> 令和2年6月 財務省主計局司計課

(※2) 令和4年度は「繰越(翌債)」は申請した4,750件すべてが承認されたが、「事故繰越」は申請した345件中160件が承認されなかつた。

# 謝辞 (Acknowledgment) について

○ 科研費により得た研究成果を発表する場合は、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。

○ 謝辞(Acknowledgment)又は所定の箇所に、  
科研費により助成を受けた旨を記載する場合には、  
**「JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号」**  
を必ず含めてください。

この記載方法を  
必ず守ってください。

○ 謝辞(Acknowledgment)等の記載例は次のとおりです。

・ 論文に関する科研費が一つの場合 (課題番号「24067890」)

【英文】 : This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP24067890 .

【和文】 : 本研究はJSPS 科研費 JP24067890 の助成を受けたものです。

・ 論文に関する科研費が複数 (三つ) の場合

(課題番号「23056789」,「24067890」,「15H34567」)

【英文】 : This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers JP2356789, JP24067890, JP15H34567.

【和文】 : 本研究はJSPS 科研費 JP23056789, JP24067890, JP15H34567 の助成を受けたものです。

